

盛岡市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月22日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

盛岡市屋外広告物条例施行規則（平成20年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第10条中「次に」を「第3条第4号に」に、「写真を」を「広告物等の写真（申請前1月以内に撮影したカラー写真で、撮影年月日を記入したものに限る。）を」に改め、各号を削る。

第22条を次のように改める。

（点検項目）

第22条 条例第26条の3第1項の点検は、広告物等の材質、形状等に応じ、当該広告物等の基礎部、上部構造、支持部、取付部、広告板面、照明装置等の腐食、破損、変形、緩みその他必要な項目について行うものとする。

第43条を第46条とする。

第42条第1号中「第40条第1項第1号」を「第43条第1項第1号」に改め、同条第2号中「第40条第1項第2号」を「第43条第1項第2号」に改め、同条第3号中「第40条第2項第1号」を「第43条第2項第1号」に改め、同条第4号中「第40条第2項第2号」を「第43条第2項第2号」に改め、同条を第45条とする。

第41条を第44条とし、第24条から第40条までを3条ずつ繰り下げる。

第23条第2項中「次に」を「第24条第1号及び第2号に」に改め、各号を削り、同条を第26条とする。

第22条の次に次の3条を加える。

（建築士等による点検を要する広告物等）

第23条 条例第26条の3第1項ただし書の規則で定める広告物等は、高さが4メートルを超え、かつ、表示面積が10平方メートルを超えるものとする。

（点検をさせる者）

第24条 条例第26条の3第1項ただし書の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- （1） 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく広告美術科に係る職業訓練指導員免許所持者
 - （2） 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第10条第2項第3号イに掲げる者
 - （3） 広告物等の点検に関する講習として市長が認めるものの課程を修了した者
- （点検結果の報告）

第25条 条例第26条の3第2項の規定による報告は、屋外広告物等安全点検報告書により行わなけ

ればならない。

2 前項の報告書には、点検を行った者の資格を証する書類を添付しなければならない。

別表第7条例第6条第2項第9号（第2種市街地景観区域及び第3種市街地景観区域において表示するはり紙）の項中「0.25平方メートル」の次に「（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の規定による届出をした政治団体（以下「政治団体」という。）が政治活動のために表示するものにあつては、0.5平方メートル）」を、「1メートル」の次に「（政治団体が政治活動のために表示するものであつて、表示面積が0.25平方メートルを超えるものにあつては、2メートル）」を加える。

別表第8はり紙の項中「2月」の次に「（政治団体が政治活動のために表示するものであつて、合成紙を使用して作製されたものにあつては、6月）」を加える。

様式第6号中「第27条」を「第30条」に改める。

様式第7号中「第31条」を「第34条」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。